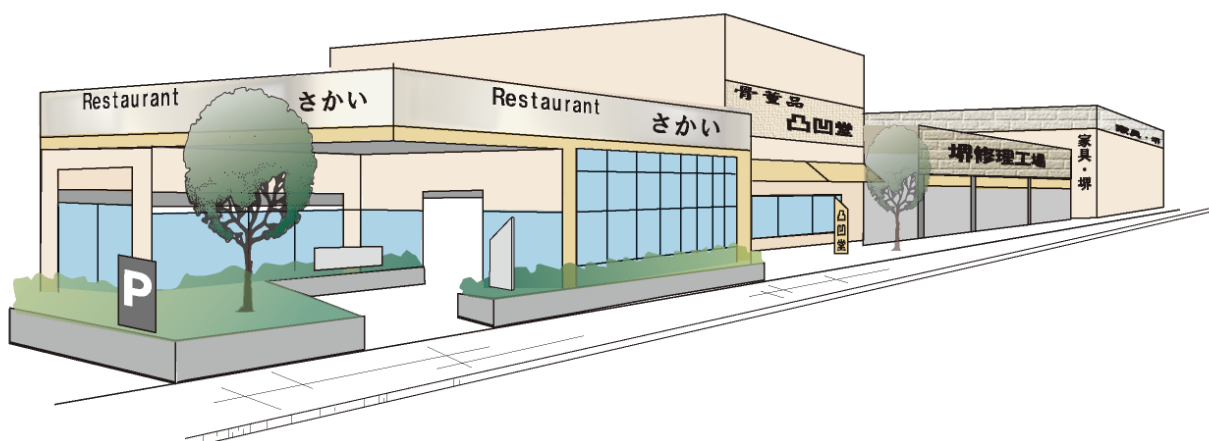


ご存じ  
ですか？

# 看板の掲出には 事前に許可が必要です！



## 屋外広告物（看板）を掲出するときは 許可申請を行いましょう

- 屋外広告物を掲出する場合には原則許可が必要です。  
掲出前に市役所への申請手続きを行ってください。  
(1敷地につき合計面積が7㎡以下の自家用広告物のみ申請不要)
- 違反広告物等について、50万円以下の罰則などが適用される場合があります。

インターネットで

堺市 屋外広告物



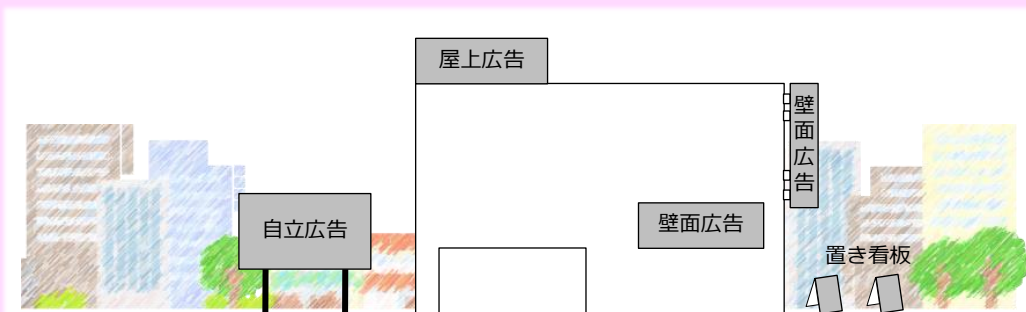
を検索

# 屋外広告物には高さや面積の基準があります

- 屋外広告物は、区域ごとに基準が定められています。  
詳しくは堺市の『e-地図帳』から屋外広告物情報をご覧ください。

インターネットで **堺市e-地図帳** を検索

## 屋外広告物の種類



# 安全点検を行いましょう

- 広告物を正しく設置しなかったり、管理を怠ると重大な事故や取り返しのつかない事態につながる恐れがあります。事故等により第三者に被害を与えた場合、会社や店舗等がこれまで築き上げた信頼を一瞬で失うだけでなく、多大な責任を問われることもあります。
- 日常的な安全管理に留意するとともに、定期的な安全点検を実施するなど、日頃から屋外広告物を適切に設置、維持管理をお願いします。

## 事事故事例



板面の落下



広告塔の倒壊

【問合せ先】 堺市 建築都市局 都市計画部 都市景観課

TEL 072-228-7432 (直通) FAX 072-228-8468

9:00~17:30 (但し、土・日曜日、祝日は除く)